

令和8年7月15日

研究活動上の不正行為について

石川県立大学

1. 経緯

令和7年10月、本学教員について研究活動上の不正行為の疑いがあると告発を受けた。本学はこの告発に対し、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、予備調査を行ったうえで、令和7年12月に調査委員会を設置し、本事案の本調査を開始した。

本調査の結果、告発を受けた論文において研究活動上の不正行為に該当する行為があったと認定したことから、規程第31条により調査結果を公表する。

2. 調査結果

（1）不正行為の内容

不適切なオーサーシップ（ギフトオーサー） 2件

2024年に学術誌に掲載された論文1編

2025年に学術誌に掲載された論文1編

（2）不正に関与した者の氏名・所属

生物資源環境学部生産科学科 教授 平山琢二

（3）公表時までに行った措置の内容

- ・研究費の使用中止
- ・当該論文の取り下げ等の勧告

（4）調査委員会委員の氏名・所属

委員長	河井 重幸	石川県立大学教授
委員	一恩 英二	石川県立大学教授
委員	高居 恵愛	石川県立大学教授
委員	麻生 小夜	金沢あおば法律事務所弁護士
委員	西原 圭志	金沢大学教授
委員	日并 隆雄	福井県立大学教授
委員	藪 哲男	石川県農林総合研究センター元所長

（5）調査の方法・手順

- ・告発内容及び予備調査結果の確認
- ・調査対象論文、データ等の調査
- ・調査対象者及び関係者への調査（ヒアリング、書面）

(6) 不正行為の再発防止策

本学では、教員・特別研究員、大学院生、学部生の各々を対象とした研究倫理講習会の開催や教員等のeラーニングの受講を推進することにより研究不正の防止に取り組んできたところである。しかしながら今回このような事案が発生したことを重く受け止めており、再発防止のため、以下の事項について真摯に取り組むこととする。

- ・研究倫理遵守の周知徹底

今回の不正行為の内容や規程等を、全教職員メール、教授会、学科会議等で改めて注意喚起する。

- ・研究倫理講習会受講の徹底

研究倫理講習会の内容を見直しのうえ、講習会の受講を義務化する。

- ・実験記録、研究データ等の適切な管理・保存の徹底

実験、観察をはじめとする研究活動の過程を実験ノート等の形で適切に記録のうえ、保存することを改めて周知する。

- ・適切なオーサiershipの考え方の周知徹底

研究成果の発表物（論文）の著者となることができる要件を改めて周知徹底する。

(7) その他

今後、石川県公立大学法人において就業規則等に基づき処分等を検討する。